



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年 7月 7日 金曜日 第1775号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則.....	587
告 示	
新たに生じた土地の確認（今治市）.....	587
字の区域の変更（ " ）.....	588
救急病院の協力申出.....	588
指定自立支援医療機関の指定.....	588
指定試験実施機関の指定.....	588
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	588
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	589
土地改良区役員の就退任の届出（6件）.....	589
土地改良事業の工事完了の届出（6件）.....	591
愛媛県果樹農業振興計画の公表について.....	591
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	594
道路の区域変更（県道無月宇和島線）.....	594
道路の供用開始（ " ）.....	595
道路の区域変更（県道三坂松山線）.....	595
道路の区域変更（県道松山伊予線）.....	595
開発行為に関する工事の完了.....	595
指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正.....	596

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（3件）.....	596
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	596

人事委員会公告

平成18年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告.....	597
平成18年度愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験公告.....	600
平成18年度愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験公告.....	603

雑 報

平成18年度行政書士試験の実施について.....	605
--------------------------	-----

任 免 辞 令

公営企業任免辞令（3件）.....	606
-------------------	-----

規 則

○愛媛県規則第45号

愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年 7月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県農業改良資金貸付規則（昭和60年愛媛県規則第35号

）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第5号まで」を「第4号まで及び第6号」に、「第6号」を「第5号に掲げるものにあつては同条第1号から第8号まで及び第11号に掲げる資金の貸付に、第7号」に改め、同条第5号中「要件」の下に「（水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合にあつては、工を除く。）」を加え、「作業受託組織等の」を削り、「任意団体」の下に「（以下「集落営農組織」という。）」を加え、同号中アを削り、イをアとし、アの次に次のように加える。

イ 一元的に経理を行つていること。

ウ 原則として5年以内に農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。）に組織変更する旨の目標を有していること。

エ 農用地の利用の集積の目標を定めていること。

オ 主たる従事者又は運営の中心となる者が農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定に基づき市町が定める基本構想の目標農業所得額と同等以上の農業所得の目標額を定めていること。

第3条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 作業受託組織等の農業者の組織する法人格を有しない任意団体（集落営農組織を除く。）であつて、第1号から第4号までに掲げる者がその構成員の過半を占め、かつ、前号アに規定する規約を有しているもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1016号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年 7月 7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
今治市波方町波方字石持甲1571の1、甲1576の2、甲1576の4、甲1609の4、甲1609の5、甲1609の13から甲1609の16まで、甲1609の19から甲1609の21まで、甲1613の2、甲3647の3、乙480の51、乙480の76、乙481の5、乙481の15、乙481の17、乙481の18、乙481の44、乙481の46、乙481の50から乙481の53まで、乙482の2、乙482の3及び乙482の10の地先	52 634.34

○愛媛県告示第1017号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
波方町波方字石持	今治市波方町波方字石持甲1571の1、甲1576の2、甲1576の4、甲1609の4、甲1609の5、甲1609の13から甲1609の16まで、甲1609の19から甲1609の21まで、甲1613の2、甲3647の3、乙480の51、乙480の76、乙481の5、乙481の15、乙481の17、乙481の18、乙481の44、乙481の46、乙481の50から乙481の53まで、乙482の2、乙482の3及び乙482の10の地先公有水面埋立地	52,634.34

○愛媛県告示第1018号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
宇和島市立津島病院	宇和島市津島町高田丙15番地	宇和島市	平成21年6月27日まで

○愛媛県告示第1021号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
ダイキ北条店	松山市北条辻410番1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 山下雄輔 えひめ中央農業協同組合 代表理事組合長 上田宗徳	ダイキ株式会社 代表取締役 山下雄輔 えひめ中央農業協同組合 代表理事理事長 三好功	平成16年 8月13日	平成18年 6月23日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	えひめ中央農業協同組合 代表理事組合長 上田宗徳	えひめ中央農業協同組合 代表理事理事長 三好功		
		大規模小売店舗において小売業を行う者	ダイキ株式会社、株式会社レディ薬局、えひめ中央農業協同組合	ダイキ株式会社、えひめ中央農業協同組合	平成18年 5月31日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業

経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1022号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成18年5月24日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加戸守行

第2条の表第1号の項利子補給率の欄及び同表第2号の項同欄を次のように改める。

年1分2厘5毛 （青年農業者に農業生産又は農産物処理加工に伴って生ずる公害防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金を貸し付ける場合にあっては、年1厘を加算する。）	年1分2厘5毛	年4厘
年1分2厘5毛	同上	同上

第2条の表第4号の項利子補給率の欄及び同表第5号の項同欄を次のように改める。

年1分2厘5毛 （青年農業者に貸し付ける場合にあっては、年1厘を加算する。）	同上	同上
年1分2厘5毛	同上	同上

○愛媛県告示第1023号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市下島山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	平 田 忠 士	西条市下島山甲920
"	森 本 仁	西条市下島山甲169
"	浅 野 巧	西条市下島山甲708
"	森 久 一	西条市下島山甲2494
"	西 原 修 造	西条市下島山甲2306番2
"	高 橋 由 則	西条市下島山甲567
"	高 橋 正 男	西条市下島山甲677
"	河 端 功 蔵	西条市下島山甲1952
"	河 端 通 保	西条市下島山甲1856
"	川 上 昭 芳	西条市船屋甲402 - 5
"	坪 井 貞	西条市船屋甲549
監 事	森 本 貞 俊	西条市下島山甲118番地
"	浅 野 延 夫	西条市下島山甲722 - 3
"	河 野 満 雄	西条市下島山甲1288 - 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	平 田 忠 士	西条市下島山甲920
"	森 本 仁	西条市下島山甲169
"	浅 野 巧	西条市下島山甲708
"	森 久 一	西条市下島山甲2494
"	高 橋 照 雄	西条市下島山甲576
"	河 端 正 義	西条市下島山甲1851
"	川 上 昭 芳	西条市船屋甲402 - 5
"	坪 井 貞	西条市船屋甲549
"	三 浦 圭	西条市下島山甲1574
監 事	森 本 貞 俊	西条市下島山甲118番地
"	浅 野 延 夫	西条市下島山甲722 - 3
"	河 野 満 雄	西条市下島山甲1288 - 3

○愛媛県告示第1024号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市港新地土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 眸	西条市港499番地
"	藤 田 讓	西条市樋之口456番地の8
"	藤 田 敏 満	西条市明屋敷721番地の1

"	宮 嶋 英 忠	西条市本町94番地
"	築 山 富 市	西条市市塚64番地
"	越 智 易 孝	西条市樋之口109番地
"	鈴 木 豊	西条市古川153番地の3
監 事	安 部 正 則	西条市朔日市139番地
"	田 坂 孝 志	西条市樋之口147番地の5

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 眸	西条市港499番地
"	松 本 義 治	西条市港307番地
"	藤 田 安 夫	西条市樋之口444番地
"	宮 嶋 英 忠	西条市本町94番地
"	築 山 富 市	西条市市塚64番地
"	越 智 易 孝	西条市樋之口109番地
"	鈴 木 豊	西条市古川153番地の3
監 事	安 部 正 則	西条市朔日市139番地
"	田 坂 孝 志	西条市樋之口147番地の5

○愛媛県告示第1025号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市朔日市新田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 正 雄	西条市朔日市551番地の1
"	藤 田 要 雄	西条市玉津666番地の3
"	森 壽	西条市玉津81番地
"	渡 辺 良太郎	西条市朔日市183番地の2
"	土 野 勝	西条市朔日市179番地の2
"	真 木 繁 隆	西条市明屋敷52番地
"	桑 原 幸 治	西条市朔日市228番地
"	高 橋 彦 雄	西条市神拝乙102番地の2
監 事	築 山 文 市	西条市玉津689番地の3
"	岡 田 友 吉	西条市朔日市717番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 正 雄	西条市朔日市551番地の1
"	藤 田 要 雄	西条市玉津666番地の3
"	森 壽	西条市玉津81番地
"	菅 敏 治	西条市朔日市379番地
"	矢 野 競	西条市朔日市335番地
"	真 木 繁 隆	西条市明屋敷52番地
"	桑 原 幸 治	西条市朔日市228番地
"	高 橋 彦 雄	西条市神拝乙102番地の2
監 事	築 山 文 市	西条市玉津689番地の3
"	岡 田 友 吉	西条市朔日市717番地

○愛媛県告示第1026号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市角野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 徹	新居浜市北内町一丁目12 - 18

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 鳥 勝 利	新居浜市西連寺町一丁目8 - 9

○愛媛県告示第1027号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市朝生田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 須 賀 要	松山市朝生田町二丁目2 - 15
"	朝 野 武 雄	松山市朝生田町七丁目7 - 21
"	八 塚 茂 敏	松山市朝生田町二丁目8 - 18
"	佐 藤 恒 和	松山市朝生田町三丁目7 - 7
"	前 善次郎	松山市朝生田町二丁目3 - 3
"	池 田 三喜雄	松山市朝生田町二丁目6 - 8
"	朝 村 睦	松山市朝生田町七丁目5 - 25
監 事	朝 井 孝 雄	松山市朝生田町七丁目14 - 45
"	北 村 哲	松山市朝生田町四丁目4 - 13

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 須 賀 要	松山市朝生田町二丁目2 - 15
"	朝 野 武 雄	松山市朝生田町七丁目7 - 21
"	八 塚 茂 敏	松山市朝生田町二丁目8 - 18
"	佐 藤 恒 和	松山市朝生田町三丁目7 - 7
"	前 善次郎	松山市朝生田町二丁目3 - 3
"	大 野 高 明	松山市朝生田町二丁目7 - 23
"	池 田 三喜雄	松山市朝生田町二丁目6 - 8
監 事	朝 井 孝 雄	松山市朝生田町七丁目14 - 45
"	北 村 哲	松山市朝生田町四丁目4 - 13

○愛媛県告示第1028号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定

により、松山市祝谷土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	丸 山 隆	松山市祝谷四丁目9-22
"	古茂田 宏 則	松山市祝谷町一丁目7-4
"	野 本 菅 栄	松山市祝谷六丁目1209
監 事	野 本 和 馬	松山市祝谷六丁目1301-3
"	古茂田 一	松山市祝谷二丁目7-38

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 本 和 馬	松山市祝谷六丁目1301
"	古茂田 一	松山市祝谷二丁目7-38
"	丸 山 良 彦	松山市祝谷六丁目1212
監 事	西 山 誉志道	松山市祝谷町一丁目7-24
"	野 本 菅 栄	松山市祝谷六丁目1209

○愛媛県告示第1029号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、久万高原町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	釣井地区	平成18年3月24日

○愛媛県告示第1030号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、久万高原町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	沢渡先場地区	平成17年9月10日

○愛媛県告示第1035号

果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3第1項の規定に基づき平成27年度を目標とする愛媛県果樹農業振興計画を定めたので、その概要を次のとおり公表する。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 果樹農業の振興に関する方針

(1) 基本的な考え方

○愛媛県告示第1031号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、久万高原町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	横通地区	平成18年3月20日

○愛媛県告示第1032号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、久万高原町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	長瀬地区	平成18年3月24日

○愛媛県告示第1033号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、久万高原町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	田渡野瀬地区	平成18年3月24日

○愛媛県告示第1034号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、久万高原町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	高山地区	平成18年3月24日

本県果樹農業は、園地整備の遅れ、担い手不足や高齢化の進展、出荷時期の集中など、産地の競争力等を確保する上で、多くの課題が残されている。

こうした状況の下、『売れる商品の生産・生産コストの低減・経営リスクの分散』を目指し、将来の需給動向を見据え、次の事項を推進し、安定した需要と価格を確保することができる競争力のある産地への再編を図る。

ア 消費者や市場に軸足を置いた売れる果樹産地づくりのための果樹産地構造改革計画の策定、需要動向に即した生産の推進、競争力ある高品質果実の生産、省力化・コスト低減等を目指した生産基盤の整備等

イ 担い手が意欲的に取り組める果樹経営づくりのための農業団体と行政の連携による支援体制の充実、園地集積や生産基盤の整備、担い手を中心とした生産の組織化、優良品種や栽培技術の開発普及等

ウ 長期展望に立った果樹の需要づくりのための果実のブランド化の推進、「毎日くだもの 200g運動」の推進、新規需要の開発等

エ 販売環境の変化に応じた流通販売体制づくりのための販売方法の多角化、集出荷施設等の効率的運営等

(2) 果樹の種類別振興方針

振興の対象とする果樹は次のとおりとし、それぞれの果樹について振興方針を定めた。

ア かんきつ類の果樹 うんしゅうみかん、いよかん、不知火、ぼんかん、清見、なつみかん、はっさく、ネーブルオレンジ、その他かんきつ

イ その他の果樹 かき、くり、キウイフルーツ、ぶどう、なし、もも、びわ、うめ、すもも、りんご

2 栽培面積その他果実の生産の目標

平成27年度の生産量及び栽培面積の目標を次表のとおり設定した。

対象果樹の種類	平成15年度の状況		平成27年度の目標				
	生産量	栽培面積	生産量	栽培面積	現状対比		
					生産量	栽培面積	
うんしゅうみかん	トン 195,200	ヘクタール 8,620	トン 165,900	ヘクタール 6,630	パーセント 85	パーセント 77	
その他のかんきつ類	いよかん	95,500	5,910	67,600	3,380	71	57
	不知火	5,759	627	13,700	680	238	108
	ぼんかん	8,487	548	10,500	530	124	97
	清見	7,203	523	9,500	470	132	90
	なつみかん	14,500	921	14,200	790	98	86
	はっさく	4,800	429	4,200	260	88	61
	ネーブルオレンジ	1,800	217	1,600	110	89	51
	その他	8,369	811	30,300	2,410	362	297
	計	146,418	9,986	151,600	8,630	104	86
小計	341,618	18,606	317,500	15,260	93	82	
かき	11,400	901	15,800	830	139	92	
くり	2,200	2,830	2,400	2,160	109	76	
キウイフルーツ	8,850	531	11,400	540	129	102	
ぶどう	1,480	195	2,200	220	149	113	
なし	1,290	116	1,700	130	132	112	
もも	1,080	138	1,800	150	167	109	
びわ	801	137	1,200	140	150	102	
うめ	1,050	327	2,400	400	229	122	
すもも	149	59	400	70	268	119	
りんご	161	13	500	30	311	231	
小計	28,461	5,247	39,800	4,670	140	89	

合 計	370,079	23,853	357,300	19,930	97	84
-----	---------	--------	---------	--------	----	----

注 平成27年度の目標の現状対比については、平成15年度の状況に対する比率

3 自然的・経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標

(1) 栽培に適する自然的条件

適地適作による高品質果実の安定生産を推進するため、栽培に適する気象条件等の自然的条件の基準を設定した。

(2) 近代的な果樹園経営の指標

生産性の高い果樹園経営の実現を図るため、目標とすべき単位面積当たりの生産量及び労働時間等の経営指標を設定した。

また、果樹園経営の主たる従事者の年間労働時間目標をおおむね 2,000時間とし、1経営体当たりの所得目標をおおむね 750万円とする経営指標を設定した。

4 土地改良その他生産基盤整備に関する事項

果樹園経営における管理作業の省力化及び軽労働化を図るため、基盤整備の推進を図ることとし、平成27年度までの整備の目標を次表のとおり設定した。

栽培面積		農 道				園内作業道			
平成15年 ①	平成27年目標 ②	整備面積 ③	整備計画 ④	整備率 ③/①	目標整備率 (③+④)/②	整備面積 ⑤	整備計画 ⑥	整備率 ⑤/①	目標整備率 (⑤+⑥)/②
ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	パーセント	パーセント	ヘクタール	ヘクタール	パーセント	パーセント
23,920	20,080	15,287	1,850	64	85	10,707	3,130	45	69

畑地かんがい				園地改造			
整備面積 ⑦	整備計画 ⑧	整備率 ⑦/①	目標整備率 (⑦+⑧)/②	整備面積 ⑨	整備計画 ⑩	整備率 ⑨/①	目標整備率 (⑨+⑩)/②
ヘクタール	ヘクタール	パーセント	パーセント	ヘクタール	ヘクタール	パーセント	パーセント
13,058	2,180	55	76	6,244	1,930	26	41

5 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

本県果実の競争力を高めるため、次の事項に重点を置いて流通の合理化を推進する。

- (1) 販売環境の変化に応じた流通販売体制づくり
- (2) 流通方法等の改善によるコストの低減
- (3) 集出荷施設の効率的運営体制の構築
- (4) 品質に着目した出荷規格の改善

6 果実の加工の合理化に関する事項

食生活の洋風化や簡便化が進展する中、次の事項に重点を置いて果実の加工の振興を図る。

- (1) 消費者ニーズに対応した新製品の開発
- (2) 加工場の合理化
- (3) 需給調整機能の維持

7 その他必要な事項（広域濃密生産団地形成に関する方針）

多様化する消費者ニーズや販売流通に対応した産地づくりを推進するため、次表のとおり、12の広域濃密生産団地を定め、適地適作を基本とした特色ある果樹生産を推進する。

団地名	対 象 果 樹				関係市町名
	かんきつ類		落葉果樹		
	基幹品目	振興品目	基幹品目	振興品目	
宇 摩	うんしゅうみかん	不知火、はるか等		うめ、キウイフルーツ等	四国中央市
新 居	うんしゅうみかん	不知火等		キウイフルーツ、かき等	新居浜市、西条市
周 桑	うんしゅうみかん、 いよかん	せとか等	かき、うめ、キウイ フルーツ		西条市
越 智	うんしゅうみかん、 いよかん、不知火	はるみ、せとか、は れひめ、レモン等	キウイフルーツ、な し	かき等	今治市、上島町
温 泉	うんしゅうみかん、 いよかん、不知火	はるみ、まりひめ、 せとか、はれひめ、 カラ等	キウイフルーツ、ぶ どう、もも	いちじく、ブルーベ リー等	松山市、東温市

上 浮 穴			くり	りんご等	久万高原町、内子町
伊 予	ハウスみかん、うんしゅうみかん、いよかん、不知火	はるみ、まりひめ等	くり、キウイフルーツ、かき	びわ、うめ等	伊予市、松前町、砥部町
喜 多	うんしゅうみかん	はるみ、ゆず等	かき、くり、ぶどう、キウイフルーツ、なし		大洲市、内子町
西 宇 和	うんしゅうみかん、いよかん、不知火、清見、甘夏柑	はるみ、せとか、はれひめ、カラ等	かき、キウイフルーツ等		八幡浜市、伊方町、西予市
東 宇 和	うんしゅうみかん、ぼんかん	不知火、清見、せとか、河内晩柑、ゆず等	くり、ぶどう等		西予市
北 宇 和	うんしゅうみかん、ぼんかん	不知火、河内晩柑、せとか、カラ、ゆず等	くり、キウイフルーツ、ぶどう、びわ	もも、うめ等	宇和島市、鬼北町、松野町
南 宇 和	河内晩柑、甘夏柑	不知火、ぼんかん等		うめ等	愛南町

○愛媛県告示第1036号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、愛南町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

南宇和郡愛南町鮪越300番から同311番までの地先の公有水面

(2) 区域

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線、8点と9点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）における公有水面と陸地との境界線、並びに9点と1点を結ぶ公有水面と鮪越防波堤（C・D・L・+2.10メートル）との境界線により囲まれた区域

基点（南宇和郡愛南町鮪越300番地先の鮪越防波堤に

設置された金属錐）は、北緯32度56分34秒、東経132度34分48秒の地点

1点は、基点から真北254度15分12秒40.28メートルの地点

2点は、1点から真北165度06分24秒1.71メートルの地点

3点は、2点から真北255度06分24秒3.10メートルの地点

4点は、3点から真北165度06分24秒84.33メートルの地点

5点は、4点から真北206度56分32秒86.73メートルの地点

6点は、5点から真北116度56分32秒3.10メートルの地点

7点は、6点から真北206度56分32秒8.30メートルの地点

8点は、7点から真北297度00分06秒29.70メートルの地点

9点は、8点から真北11度50分43秒155.71メートルの地点

(3) 面積

4,437.14平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成15年2月24日 愛媛県指令14港第866号

4 しゅん功認可年月日

平成18年7月7日

○愛媛県告示第1037号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	無月宇和島線	宇和島市坂下津甲592番5から 同市坂下津丙64番1まで	旧	メートル 4.0～7.0	キロメートル 0.104	
			新	11.6～48.6	0.104	

"	"	宇和島市坂下津丙64番1	旧	4.4~8.4	0.093	
			新	4.4~8.4 16.0~37.0	0.093 0.054	
"	"	宇和島市坂下津丙64番1から 同市坂下津甲593番4まで	旧	4.0~8.2	0.430	
			新	11.0~52.0	0.430	

○愛媛県告示第1038号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	無月宇和島線	宇和島市坂下津甲592番5から 同市坂下津甲128番2地先まで	平成18年7月7日

○愛媛県告示第1039号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	三坂松山線	松山市窪野町乙49番1地先から 同町甲231地先まで	旧	メートル 3.2~10.5	キロメートル 0.150	
			新	7.0~21.0	0.150	

○愛媛県告示第1040号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	松山伊予線	松山市古川北262番1地先から 同市古川西二丁目1055番4まで	旧	メートル 6.5~32.0	キロメートル 0.545	
			新	16.0~45.0	0.545	

○愛媛県告示第1041号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18松局建（開）第13号 平成18年6月26日	伊予市下吾川字柳130番3	伊予市下吾川952番地5 寺岡英雄

○愛媛県告示第1042号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等（昭和48年9月愛媛県告示第822号）の一部を次のように改正し、平成18年7月10日から施行する。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加戸守行
二の項(二)2の表位置の欄中「宇和島市新町一丁目4の3」を「宇和島市栄町港三丁目7番15号」に改める。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年6月29日	特定非営利活動法人 がうしすてむ	加藤賢幸	松山市衣山一丁目238番地4	本法人は、障害を持つ人々が、精神的・社会的に自立して、社会参加・就労できるようになるために、コンピュータやその周辺領域の知識や技術を利用した仕事の開拓・研修・実習に関する事業を行うとともに、他の障害者支援団体との交流事業を行うことで障害者の社会への完全参加と自立に役立つことを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年6月22日	NPO法人 リラックスケアサポート	宗雪義正	愛媛県松山市南町二丁目7番15号	この法人は、認定介護者または高齢者に対して、介護に関する事業を行い、高齢者の食生活の背景を理解し、高齢者に食事への関心を持って頂くアプローチを進めると共に、介護サービスを通じて、それらを実践していき、地域及び介護家庭に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年6月26日	特定非営利活動法人 愛媛県環境保全協会	薬師寺 智	愛媛県松山市西野町乙103番地1	この法人は、産業型公害をはじめ地球温暖化などの環境問題について、環境保全技術の向上、調査・研究、情報提供に取り組むとともに、県民や事業者等に対する普及啓発、相談・助言、様々な活動主体や地域が行う環境問題に対する活動の支援を行うことにより、環境保全に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年7月7日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年6月27日	NPO法人 たんぼぼ	梶山 義 将	宇和島市築地町二丁目5番35号	この法人は、障害を持った者が安心して地域社会で暮らせるよう、日中活動の場や地域とのふれあいの場の提供及び社会参加の促進と自立支援活動を行い、地域に住む人々が支え合うまちづくりと社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第4号

平成18年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告

平成18年7月7日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
 電話(089)912-2826
 愛媛県ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/>

平成18年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成18年8月16日（水）から9月4日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成18年8月17日（木）から8月25日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

(1) 初級

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	2人程度	知事の事務局、公営企業管理者の事務局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
学校事務	5人程度	県立学校又は市町立小学校若しくは中学校に勤務し、学校事務に従事します。
警察事務	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

(2) 資格免許職

試験区分	採用予定人員	職務内容
大程学卒業 学校栄養士	4人程度	県立学校又は市町立小学校若しくは中学校（共同調理場を含む。）に勤務し、学校給食の栄養管理・指導等の業務に従事します。
短卒期業大程 診療放射線技師	1人程度	知事の事務局又は公営企業管理者の事務局の本庁又は地方機関に勤務し、放射線治療、検査等の診療放射線に関する業務に従事します。

3 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定め

られている特別永住者

- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
 (3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

試験区分	生年月日	学歴・その他
行政事務	昭和60年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び平成19年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。
学校事務		
警察事務		

イ 資格免許職

試験区分	生年月日	資格・免許・学歴
学校栄養士	昭和52年4月2日以降に生まれた者	次のいずれかに該当する者 1 管理栄養士の免許を有する者又は平成19年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者 2 栄養士の免許を有する者又は平成19年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者で、大学を卒業した者又はこれを平成19年3月末日までに卒業する見込みの者
診療放射線技師	昭和54年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者	診療放射線技師の免許を有する者又は平成19年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
 なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	初級 教養試験	50点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間）
	適性試験	21点	公務員として職務上必要な事務処理能力について、比較的簡単な問題を限られた時間内にできるだけ多く解答する筆記試験を行います。（択一式、解答時間15分）
	資格免許職 教養試験	50点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、各試験区分に応じ、大学卒業程度又は短期大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）
	専門試験	40点	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間） なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	口述試験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作文試験	60点	公務員として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題2題、解答時間1時間30分）
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	身体検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。

- (2) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、初級については、第1次試験の合計得点を90点満点に換算します。
 (3) 第1次試験、第2次試験の各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
 (4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日	時	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成18年 9月24日 (日曜日)	午前9時から 午後0時5分まで	(1) 松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	平成18年10月中旬に愛媛県庁前掲 示板に掲示するほか、合格した者に 通知します。
			(2) 西条高等学校 (西条市明屋敷234番地)	
		午前9時から 午後3時まで	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	
第 2 次 試 験	第1次試験に合格した者に通知します。			平成18年11月下旬に愛媛県庁前掲 示板に掲示するほか、合格した者に 通知します。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。この名簿は、原則として、平成19年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 資格免許職については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

- (1) 初級
行政職給料表1級5号給(現行給料月額 138,400円)
- (2) 資格免許職

試 験 区 分	現 行 給 料 月 額
学 校 栄 養 士	医療職給料表(二)2級1号給 176,100円
診 療 放 射 線 技 師	医療職給料表(二)1級17号給 165,000円

ただし、平成18年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)等の規定に基づき、前記給料月額の3.5%が減額されています。

8 受験手続

申 込 用 紙 の 入 手 方 法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務県民部総務調整課(西条、今治、松山、八幡浜及び宇和島)、愛媛県東京事務所(東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館内 電話(03)5212-9071)、愛媛県大阪事務所(大阪市西区江戸堀一丁目9番1号肥後橋センタービル内 電話(06)6441-2829)等で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「初級請求」又は「資格免許職請求」と朱書し、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス(申請書等電子配布サービス)から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申 込 方 法 及 び 受 験 票 の 交 付	申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「初級申込み」又は「資格免許職申込み」と朱書し、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付し

	<p>てください。</p> <p>受験票が9月15日（金）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。</p> <p>また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。</p>
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別得点、合計得点及び順位	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	合格発表の日から1週間	

別表（4関係）

専門試験（資格免許職）の出題分野

試 験 区 分	出 題 分 野
学 校 栄 養 士	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論
診 療 放 射 線 技 師	放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、診療画像機器学（医用工学を含む。）、診療画像検査学・エックス線撮影技術学、医用画像情報学（画像工学を含む。）、核医学検査技術学（放射化学を含む。）、放射線治療技術学、放射線安全管理学

○愛媛県人事委員会公告第5号

平成18年度愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成18年7月7日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
 電話（089）912-2826
 愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573
 電話（089）934-0110 内線2621・2623
 愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験を受けることにより、警視庁、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成18年8月23日（水）から9月11日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成18年8月24日（木）から9月1日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

愛 媛 県	警 視 庁	大 阪 府	兵 庫 県
22 人 程 度	2 人 程 度	2 人 程 度	2 人 程 度

なお、申込時には、次のことに注意してください。

- (1) 警視庁、大阪府及び兵庫県の中から第2志望を選択することができます。なお、愛媛県以外の都府県を第1志望とすることはできません。
- (2) 申込み後の志望都府県の変更はできません。
- (3) 愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和51年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男子（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるものを卒業した者及びこれらを平成19年3月末日までに卒業する見込みの者を除く。）

ただし、警視庁の受験資格（生年月日）は「昭和51年10月17日から平成元年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。

5 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
 なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区 分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容													
第 1 次 試 験	教 養 試 験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験を行います。 (択一式50題、解答時間2時間)													
	身 体 検 査	-	警察官として職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>身長</td> <td>160センチメートル以上であること。</td> </tr> <tr> <td>体重</td> <td>47キログラム以上であること。</td> </tr> <tr> <td>胸囲</td> <td>78センチメートル以上であること。</td> </tr> <tr> <td>視力</td> <td>両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。</td> </tr> <tr> <td>弁色力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>身体に障害その他の異常がなく健康であること。</td> </tr> </table>	身長	160センチメートル以上であること。	体重	47キログラム以上であること。	胸囲	78センチメートル以上であること。	視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	弁色力	完全であること。	聴力	完全であること。	その他
身長	160センチメートル以上であること。															
体重	47キログラム以上であること。															
胸囲	78センチメートル以上であること。															
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。															
弁色力	完全であること。															
聴力	完全であること。															
その他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。															
第 2 次 試 験	口 述 試 験	60点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。													
	作 文 試 験	40点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)													
	体 力 検 査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。													
			種 目	基 準												
			反復横とび	50回以上 / 20秒間												
			握力	45キログラム以上 (左右の平均)												
上体起こし			25回以上 / 30秒間													
垂直とび			55センチメートル以上													
腕立伏臥腕屈伸			30回以上													
20メートルシャトルラン	65回以上															
長座体前屈	45センチメートル以上															
適 性 検 査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。														
身 体 精 密 検 査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。														

- (2) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。
- (3) 第1次試験、第2次試験の各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。なお、体力検査については、7種目中4種目以上、上記の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成18年10月15日 (日曜日) 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕	(1) 松山工業高等学校 (松山市真砂町1番) (2) 新居浜西高等学校 (新居浜市宮西町4番46号) (3) 宇和島東高等学校 (宇和島市文京町1番1号)	平成18年10月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
第 2 次 試 験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成18年11月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

愛媛県以外の都府県の合格発表については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、平成19年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。
愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級9号給(現行給料月額 169,900円)、高校卒程度で公安職給料表1級1号給(現行給料月額 156,200円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。ただし、平成18年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)第4条第1項の規定に基づき、前記給料月額の35%が減額されています。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。
愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

9 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(高卒)請求」と朱書し、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス(申請書等電子配布サービス)から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官(男性)(高卒)申込み」と朱書し、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が10月6日(金)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。ただし、愛媛県を志望した受験者に限ります。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次 試 験 不 合 格 者	得点及び順位	合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次 試 験 受 験 者	第 1 次 試 験 の 得 点 及 び 順 位 並 び に 第 2 次 試 験 の 試 験 種 目 別 得 点 、 総 合 得 点 及 び 総 合 順 位	合格発表の日から1月間	

（注）第2志望の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

○愛媛県人事委員会公告第6号

平成18年度愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成18年7月7日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
 電話(089)912-2826
 愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573
 電話(089)934-0110 内線2621・2623
 愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成18年8月23日（水）から9月11日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成18年8月24日（木）から9月1日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

7人程度

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) 昭和51年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた女子（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるものを卒業した者及びこれらを平成19年3月末日までに卒業する見込みの者を除く。）

5 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区 分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第 1 次 試 験	教 養 試 験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験を行います。 (択一式50題、解答時間2時間)
	身 体 検 査	-	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 。 身長 155センチメートル以上であること。 体重 45キログラム以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 弁色力 完全であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。

第 2 次 試 験	口 述 試 験	60点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作 文 試 験	40点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）	
	体 力 検 査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。	
			種 目	基 準
			反復横とび	40回以上 / 20秒間
			握力	25キログラム以上（左右の平均）
上体起こし			15回以上 / 30秒間	
垂直とび			40センチメートル以上	
腕立伏臥腕屈伸			15回以上	
20メートルシャトルラン	35回以上			
長座体前屈	45センチメートル以上			
適 性 検 査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身 体 精 密 検 査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。		

(2) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。

(3) 第1次試験、第2次試験の各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。なお、体力検査については、7種目中4種目以上、上記の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成18年10月15日 (日曜日) (午前 教養試験) (午後 身体検査)	(1) 松山工業高等学校 (松山市真砂町1番) (2) 新居浜西高等学校 (新居浜市宮西町4番46号) (3) 宇和島東高等学校 (宇和島市文京町1番1号)	平成18年10月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
第 2 次 試 験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成18年11月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、平成19年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

(2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

(3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。

(4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

8 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級9号給（現行給料月額 169,900円）、高校卒程度で公安職給料表1級1号給（現行給料月額 156,200円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。ただし、平成18年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）第4条第1項の規定に基づき、前記給料月額の3.5%が減額されています。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 受験手続

<p>申込用紙の入手方法</p>	<p>愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官（女性）（高卒）請求」と朱書き、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。</p>
<p>申込方法及び受験票の交付</p>	<p>申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（女性）（高卒）申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、配達記録郵便又は簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が10月6日（金）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。</p>
<p>受験手続その他の問い合わせ先</p>	<p>愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。</p>

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間	

雑 報

○公 告

平成18年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示します。

平成18年7月7日

財団法人行政書士試験研究センター
 理事長 池ノ内 祐 司

1 試験期日

平成18年11月12日（日）午後1時から午後4時まで

2 愛媛県における試験場所

松山市文京町4-2 松山大学

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等 （出題数 46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償

法及び地方自治法を中心とする。
 ）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成18年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

行政書士の業務に関連する一般知識等 （出題数 14題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解
--------------------------------	---------------------------

商法については、平成18年4月1日現在施行されている法令に関して出題しますが、会社法（平成17年法律第86号）により実質的な改正が行われた部分については、原則出題しないものとします。

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

記述式は、40字程度で記述するものを出题します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成18年8月7日(月)から9月8日(金)まで

イ 受付場所

(財)行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)

。9月8日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式(配布場所についてはオを御覧ください。)

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

配布期間 平成18年8月7日(月)から8月31日(木)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください(8月31日必着のこと。)

名称 (財)行政書士試験研究センター

住所 〒100 8779 東京中央郵便局留

(イ) 窓口配布

a 配布期間

平成18年8月7日(月)から9月8日(金)まで

b 配布場所

別表に掲げる場所

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

(財)行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料(7,000円)の払込みはクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA・Master・UC

(ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

(ア) 平成18年8月7日(月)から9月8日(金)午後5時まで

この出願システムは、9月8日(金)午後5時で

終了します。接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 最終日(9月8日)は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先(問い合わせ先)

(財)行政書士試験研究センター

電話番号 03 5251 5600

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状況より必要な措置を講ずることがありますので、受験申込みに先立って必ず連絡先へ御相談ください。平成18年度から、全盲等重度の視覚障害のある方にも対応できるよう点字試験を導入します。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成19年1月29日(月)午前9時

(2) 方法

(財)行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者全員に可否通知書を郵送します。また、(財)行政書士試験研究センターホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載します。

別表(4関係) 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

配布場所	所在地	配布時間
愛媛県総務部新行政推進局私学文書課	松山市一番町4-2	午前8時30分から
愛媛県西条地方局総務県民部総務調整課	西条市喜多川796-1	午後5時15分まで
愛媛県今治地方局総務県民部総務調整課	今治市旭町1-4-9	
愛媛県松山地方局総務県民部総務調整課	松山市北持田町13-2	
愛媛県八幡浜地方局総務県民部総務調整課	八幡浜市北浜1-3-37	
愛媛県宇和島地方局総務県民部総務調整課	宇和島市天神町7-1	
愛媛県行政書士会	松山市三番町4-10-1 愛媛県三番町ビル1階	午前9時から午後5時まで

注 土曜日及び日曜日は、配布しません。

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

6月1日

山 脇 孝

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(一)2級を命ずる
県立中央病院内科医長を命ずる
(県立中央病院)

篠 森 健 介

(同) 岩 村 卓 明
(同) 小 亀 雅 広
(同) 鍋 田 多 恵 子
(同) 塩 尻 正 明
(県立南宇和病院) 山 内 美 奈
愛媛県技術吏員に任命する
医療職(一)1級を命ずる
技師を命ずる
(頭書) 勤務を命ずる(各通)
(県立南宇和病院) 西 原 志 穂
(県立新居浜病院) 西 本 亜 弥
愛媛県技術吏員に任命する
医療職(二)2級を命ずる
技師を命ずる
(頭書) 勤務を命ずる(各通)

〇公営企業任免辞令

6月2日

愛媛県技術吏員 松 本 美 幸

願により本職を免ずる

〇公営企業任免辞令

6月4日

愛媛県技術吏員 田 中 正 道

願により本職を免ずる

